

## 任意整理とは

▶ いまある借金を**利息をカット**して3年～5年で元金分割払いを弁護士が交渉すること

▶ 例：120万円の借り入れ

→ 「5年間・2万円ずつの分割弁済（2万円×60回分割）」

での返済計画を合意します

※任意整理の解決内容は債権者の対応方針や借入期間によって大きく異なるため、実際の相談は必ず弁護士へしていただくようお願いします。